

平成20年度島根県公営企業会計
決算審査意見書
(概要版)

平成21年9月

島根県監査委員

平成20年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

【審査の対象】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成20年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

【審査の結果】

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

【審査意見】

I 病院事業会計

《中央病院》

1 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほかへき地医療への支援など、県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

また、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より柔軟で迅速な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、知事から独立した権限を有する病院事業管理者が置かれ、組織としては病院局が発足した。

2 経営の状況

当年度の総収益は160億4,121万円余、総費用は165億945万円余で、純損失は4億6,824万円余となり、当年度末の未処理欠損金は131億583万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前利益は15億1,053万円余であった。

医業収益は144億4,813万円余で、251万円余(0.0%)の減収で前年度とほぼ横ばいであった。医業費用は153億7,770万円余で、前年度に比べ2億5,931万円余(1.7%)の増となった。

3 審査意見

地方の公立病院を取り巻く経営環境は、医師や看護師の不足や国の医療費抑制策のもとでの診療報酬の改定等により、深刻な状況が続いているところである。中央病院においても、県の財政健全化計画のなかでの一般会計繰入金の基準の見直しも加わり、将来にわたって健全経営を維持、推進していくためには、さらなる経営努力が求められるところである。

については、次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 医療従事者の確保について

① 医師の確保について

医師については、処遇改善や宿舍の整備等により、一定の確保がなされたところである。

しかしながら、平成21年6月現在で定員に対して5名が欠員となっており、診療科によっては医師が1名しかいない状況にあり、今後の診療に支障が出るおそれがある。また、後期臨床研修医も募集に対し充足していない状況にあり、救

急の当直勤務により医師の業務が過重なものとなるなど、その勤務環境は依然として厳しいものがある。

については、県民に対して良質な医療を安定的に提供していくために、今後とも積極的に医師の確保に努められたい。

② 看護師の確保について

平成21年4月から「7対1」看護配置を導入し、入院患者へのより手厚い看護を実現したところであるが、育児休業等の取得者も多数あり、それを円滑に実施するために必要な看護師を十分に確保できていない状況にある。こうした状況が続けば、看護師の勤務環境がより厳しいものとなることが懸念されるとともに、「7対1」看護配置の継続ができなくなった場合には診療報酬が減額となつて、経営に大きな影響を与えかねない。

については、「7対1」看護配置を継続していくために、看護師の確保に引き続いて取り組まれたい。

③ 育児休業等後の復帰対策について

医師や看護師等が育児休業等により長期にわたって休職した場合、高度な専門性や安全性を要求される医療現場への不安から、なかなか職場復帰が進まないという状況がある。

については、職場復帰が容易なものとなるよう、各人の状況に応じた職場研修の実施や勤務しやすい職場環境づくり等に配慮し、貴重な人材が病院の職場で働き続けることができるよう取り組まれたい。

④ 院内保育所の開設について

平成22年4月から開所を予定している院内保育所については、運営方法や料金設定等について十分な検討を行い、医療従事者の確保や働きやすい職場づくりのために、できるだけ有効なものとなるようにされたい。

《こころの医療センター》

1 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として、救急医療システムのセンター的機能を有し、児童思春期及び急性期患者の専門病棟を設けている県内唯一の公立の精神科病院である。

平成17年度からは総合リハビリテーション室を設置し、長期入院患者の社会復帰の促進や、退院後の地域生活の支援などを行う特色ある病院として医療の向上に努めている。

平成20年2月に出雲市湖陵町から同市下古志町に新築移転を行い、名称を「島根

県立湖陵病院」から「島根県立こころの医療センター」に改め、病床数242床で開院した。

2 経営の状況

当年度の総収益は22億6,365万円余、総費用は24億8,733万円余で、純損失は2億2,367万円余となり、当年度末の未処理欠損金は22億4,438万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前利益は1億4,235万円余であった。

医業収益は14億5,904万円余で、前年度に比べ4,818万円余(3.4%)の増収となった。医業費用は22億5,215万円余で、前年度に比べ2億4,105万円余(△9.7%)の減となった。

3 審査意見

センターを取り巻く経営環境は、国の総医療費抑制基調が続く中で、精神科単科病院のため採算性が低いことなどにより、依然として厳しい状況にあり、自立的経営を目指して経営健全化をさらに推進していくことが求められている。

については、次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 精神科救急入院料の維持への取組について

センターでは、急性期病棟の整備等を行い、診療報酬の加算が受けられる急性期病棟に係る精神科救急入院料の算定を平成21年4月から開始した。

これは、急性期にある入院患者の短期集中治療の実施と社会復帰支援や地域での生活支援による早期退院・早期社会復帰の促進、措置入院患者等の受入などに積極的に取り組んだ結果であり、経営の安定に大きく寄与するものである。

については、引き続き関係機関と緊密な連携を図り、精神科救急入院料の維持に向けた取組を推進し、経営の安定に努められたい。

2) 長期入院患者等への取組について

センターでは、総合リハビリテーション部門を中心として、関係機関と連携し、入院患者の早期退院や社会復帰の取組を積極的に推進しており、その結果、平成20年度の平均在院日数は174日と前年度に比較して62日減少している。

1年以上の長期入院患者も減少傾向にあるが、なお平成20年度末においては、112人と入院患者全体の56.9%を占め、このうち5年以上の入院患者が64人を占めている状況にある。

については、引き続き、長期入院患者の退院促進や社会復帰に向けた取組を推進するとともに、新規入院患者の入院が長期化しないよう努力されたい。

《病院全事業》

1 審査意見

1) 病院事業中期計画等について

病院局においては、平成21年3月に、「島根県病院事業中期計画」（平成19年4月策定）を見直し、新たな経営目標や収支計画等を盛り込んだ「島根県病院事業中期計画2009」（計画期間：平成21年度から24年度）を策定した。

この中期計画の見直しを受けて、両病院では、計画の内容を具体化したそれぞれのアクションプランを改定したところである。

については、これまでにおける目標の達成状況や取組の進捗に係る評価・検証を踏まえ、新たな中期計画及びアクションプランの着実な達成に向けて努力されたい。

2) 地方公営企業法の全部適用について

昨年度の決算審査意見において、地方公営企業法の全部適用の効果をより発揮するため、中央病院とこころの医療センターとが委託業務や購入業務の共同化等を一層推進するよう、病院局での検討を促したところである。

しかしながら、各病院の現場において個々の事業についての検討はなされているものの、病院局全体としての総合的な取組はまだ十分ではない。

については、県立病院課を中心として、両病院で共同化が可能な事務事業を洗い出し、具体的に検討されたい。

3) 未収金対策について

両病院における医療費の個人負担未収金のうち1年以上経過したものは、増加傾向にあったものが、平成20年度末は1億4,551万円余となっており前年度末の1億4,700万円余と比べて約150万円の減となり、近年はじめて減少に転じている。これは、両病院において未収金発生抑制及び回収に積極的に取り組んだ結果によるものであり評価されるところである。

しかしながら、未収金は未だ多額に及んでいるため、その縮減に向けて、今後とも引き続き回収に努力されたい。

また、決算書において、この未収金が、今後回収が困難なものも含めて資産とし

て計上されているが、このことは、適正な資産表示の原則から好ましいことではないので、回収が困難なものについては、基準を定めて欠損処理するよう、引き続き会計処理及び債権管理について検討されたい。

4) 引当金の計上について

昨年度の決算審査意見として、退職給与引当金及び修繕引当金について、他県の事例や総務省の「地方公営企業会計制度研究会」から平成17年3月になされた報告等を参考に、明確な算定根拠を設定するようにと指摘したところであるが、今年度の決算においては増減されることなく、昨年度と同額の引当金が計上されている。

これは、他県においても明確な基準の設定のもとに計上しているところはほとんどないこと、また、総務省が新たに発足させた「地方公営企業会計制度等研究会」において改めて算定基準等が検討され、その結果に基づいて会計制度が改正される予定になっていることによるものである。

については、今後の制度改正を踏まえ、引当金について適正に算定し計上するようになされたい。

II 電気事業会計

1 事業の実績

電気事業として、水力発電事業と風力発電事業の2事業を行っている。

水力発電事業は、12発電所（13発電機）を認可最大出力27,250kWで経営し、風力発電事業は、平成16年2月から隠岐大峯山風力発電所を認可最大出力1,800kWで、また平成21年2月からは新たに江津高野山風力発電所を認可最大出力20,700kWで経営し、いずれも中国電力（株）に対し電力を供給している。

2 経営の状況

当年度の総収益は13億342万円余、総費用は12億4,205万円余で、純利益は6,137万円余となった。

3 審査意見

電力自由化の中で料金単価は今後とも低下していく傾向にあるものと考えられ、電気事業を取り巻く環境は厳しいものがある。

については、引き続き組織、業務の見直しによる計画的な人件費、物件費の縮減等事業運営の効率化に努めるとともに、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 隠岐大峯山風力発電所の安定運営について

平成16年2月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33%に対し、平成18年度は22.4%、平成19年度は19.7%だったが、平成20年度は26.2%となり、運転開始以来最も高い数値を記録した。これは、修理用予備品の確保や地元業者の活用等による故障停止時の復旧処理の迅速化が図られてきたこと等によるものと考えられる。

しかしながら、落雷等に起因する機器の故障による停止は依然として相当の時間数にのぼっており、これまでの諸対策の検証を十分に行うとともに、目標の達成に向けて管理運営手法の確立に一層努められたい。

2) 江津高野山風力発電所の安定運営について

江津高野山風力発電所は、所定の風況が得られず完了検査が遅れたため、予定より3ヶ月遅れて平成21年2月に運転開始した。

隠岐大峯山風力発電所の教訓を踏まえ、雷被害対策、機器等の故障に対する迅速な復旧措置を盛り込んだ保守管理契約の締結など、諸対策が講じられてきている。

しかしながら、運転開始2ヶ月間の設備利用率は18.4%で、初期トラブルの発生などにより目標である21%に達していない状況にあり、できるだけ早期に運転が軌道に乗るよう、管理運営に万全を期されたい。

Ⅲ 工業用水道事業会計

1 事業の実績

工業用水道事業として、飯梨川工業用水道事業、江の川工業用水道事業、神戸川工業用水道建設事業及び八戸川工業用水道建設事業の4事業を行っている。

飯梨川工業用水道事業は日量 34,000 m³の給水能力を持ち、県東部の 31 事業所に給水を行っている。売水率は 62.5%で前年度と同じであった。

江の川工業用水道事業は日量 15,000 m³の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地の 1 事業所に給水を行っている。

神戸川工業用水道建設事業及び八戸川工業用水道建設事業は、それぞれ志津見ダム、八戸ダムに用水を確保しているが、専用施設の整備は未着手であり建設仮勘定となっている。

2 経営の状況

当年度の総収益は 1 億 6,549 万円余で、総費用は 2 億 361 万円余で、純損失は 3,811 万円余となり、当年度未処理欠損金は 5 億 2,408 万円余となった。

3 審査意見

工業用水道事業をめぐる環境は、工業団地への企業進出の低迷など、水需要の大きな伸びは期待できない状況にある。また、修繕、改良工事等を計画的に実施して安定給水に努めていく必要があることから、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は、ここ 10 年、60%台前半で推移し、当面契約水量の増加は期待できない状況にある。また、今後、施設の老朽化等に伴う修繕・改良事業が予定され、収益見通しが悪化していくことが想定されている。

については、安定的な用水供給に向けて、引き続き諸経費の節減や計画的・効率的な修繕・改良事業の実施、適切な単価見直しを行うとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など、新規需要の掘り起こしに努められたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業は、事業開始以来、給水先は 1 企業であり、経済不況の影響もあって、売水率は 11.7%で低水準に止まった。

昨今の厳しい経済環境にはあるが、今後の需要拡大に向けて、知事部局、地元市、関係団体等と連携を密にしながら、引き続き用水型企業の誘致等に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 m^3 の用水を確保し、そのうち江の川工業用水事業に5万 m^3 、江の川水道事業に2万7千 m^3 の用水を利用しているが、残りの15万3千 m^3 については、昭和51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しのない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態を適正に表示すべき企業会計上も適当ではない。

企業局においては、この事業についての包括外部監査意見や決算審査意見を受け、これまで種々検討がされてきたものの、結論が見出せていない。

こうしたことを踏まえ、昨年度の審査意見で「一般会計への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定されたい。」と述べたところであるが、進展が図られるよう、課題や問題点を整理し、県との協議を積極的に進められたい。

IV 水道事業会計

1 事業の実績

水道事業として、飯梨川水道事業、江の川水道事業及び斐伊川水道建設事業の3事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量52,000 m^3 の給水能力を持ち、県東部の市町に給水を行っているほか、慢性的に水が不足している松江市の一部（旧八雲村及び旧玉湯町）に対し、斐伊川水道建設事業の施設を使用して特例的に給水を行っている。

江の川水道事業は日量27,000 m^3 の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行っている。

斐伊川水道建設事業は、県東部の慢性的な水不足を解消し、良質で安定した水道用水を供給するため、平成23年度の供給開始を目指し、平成20年度には、浄水施設（ろ過池等）や送水施設（送水管敷設、調整池等）の整備が進められている状況にある。

2 経営の状況

当年度の総収益は13億1,000万円余、総費用は9億21万円余で、その結果、当年度の純利益は4億978万円余となった。

3 審査意見

水道事業は特に住民生活に直結する事業であり、安全・安心な水の安定的な供給に向けて、県民の水道事業への理解と関心を深めつつ、関係市町と連携を図りながら、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 江の川水道事業の事業運営について

①今後の事業運営について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となるため、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより、供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

江津市においては、旧江津市にかかる全ての簡易水道の上水道切替が完了し、当面、水需要の増加は見込めない状況にある。こうした中、企業局、大田市、江津市の三者で「水道事業に関する総合的検討会」が設置されたところであり、今後料金のあり方や効率的運営等について様々な視点から協議を進められたい。

②運転監視業務の外部委託について

江の川水道事業については、平成21年10月から管理運営の効率化に伴う組織体制見直しの一環として、夜間及び土曜・日曜・祝日の運転・監視業務の外部委託が計画されている。安全・安心な水の安定供給は、企業局の業務の根幹であり、民間への業務委託にあたっては、業務内容や責任体制の明確化等に留意し、適切な運営の確保に万全を期されたい。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の供給開始に向け、建設工事が順調に進められてきている。

引き続き建設事業費の縮減に努めるとともに、供給開始まで1年数ヶ月となる中で、適切なスケジュール管理のもとに、供給開始に向けた諸準備に万全を期されたい。

特に、将来展望を踏まえた東部地域における水の安定供給に向け、料金設定のあり方や運営管理の効率化などについて、十分な検討、協議を行われたい。

3) 飯梨川水道事業の事業運営のあり方について

飯梨川水道事業における水供給は、施設能力の限界に達しつつある中で、平成20年度は、ろ過機能低下による給水制限が実施されるなど、浄水設備、取水施設とも施設規模、機能面で課題を抱えながらの運用となっている。

また、飯梨川水道事業においては今後、施設・設備の老朽化に伴う改良・更新や耐震化に向け、相当の投資が必要とされ、企業局では向こう10年間の改良計画を策定

し、順次事業を進めていくこととしている。一方、取水施設のように、斐伊川水道建設事業の水需要や供給開始時期との関連で、改良・更新の具体的方針等が定まっていない事業もある。

いずれにしても、東部地域における水の安定供給のために、重要な役割を担う飯梨川水道の事業運営のあり方について、斐伊川水道建設事業との関連を踏まえ、検討を進められたい。

V 宅地造成事業会計

1 事業の実績

宅地造成事業として、江島工業団地造成事業と江津地域拠点工業団地造成事業の2事業を行っている。当年度は、分譲の実績はなかった。

2 経営の状況

当年度の総収益は1,068万円余で、前年度に比べ6億9,567万円余減少し、総費用は1,253万円余で、前年度に比べ6億8,386万円余減となった。前年度に比べ大幅減となっているが、前年度は旭拠点工業団地の年賦未収金収入があったことによるものである。

3 審査意見

厳しい経済環境におかれているが、今後とも、未分譲地の売却促進に向け、知事部局、地元市、関係団体等と連携し、引き続き分譲促進に努められたい。

VI 企業局全事業

1 審査意見

企業局では、平成18年3月に、経営の安定化等を図るための5年間の取り組み方針を定めた「経営計画」（計画期間：平成18年度から22年度）を策定し、これに基づき各事業が推進されてきた。

計画の折り返しとなる平成20年度は、昨年度の審査意見で述べた「経営計画の必要な見直し」を踏まえ、風力発電事業等の新規事業を経営計画に盛り込むとともに、こうした新しい要素を加味して今後の経営見通しを策定し、企業局ホームページで公表している。

また、引き続き、業務コスト（物件費）の削減や電気事業における運転監視業務の東部事務所への集約化をはじめとする組織や業務見直しなど、経営効率化に向けた各種の取組が推進されてきている。

しかしながら、現計画を策定して4年目となる現段階においても、今後の事業運営については次のような課題を抱えている。

中長期的には、電気事業では発電設備の計画的な更新や電力自由化による価格競争への対応、水道事業及び工業用水道事業においては安全・安心な水の安定供給に向けた施設・設備の計画的な改良・更新（耐震化を含む）や危機管理対策の充実強化、宅地造成事業においては分譲促進等に取り組む必要がある。

また、当面取り組むべきものとしても、国内有数の規模を誇る江津高野山風力発電所の円滑な運営の確保、斐伊川水道建設事業の水道用水供給開始（平成23年4月）に向け本格化する参画市町との協議等がある。

県の厳しい財政状況が続く中、今後、企業局がこれらの諸課題や地方公営企業を取り巻く環境の変化に適切に対応し、県民のニーズに応えていくためには、現計画の残された事業の着実な実施と、将来を見据えた次期経営計画の策定が必要である。

この次期経営計画の策定にあたっては、次の点に留意する必要がある。

1) 次期経営計画の策定に向けて

次期経営計画の策定に向けては、現経営計画の戦略目標と行動計画に掲げられた各施策・事業について、改めて評価や検証を客観的に行っていくことが必要である。

また、計画の策定にあたっては、県民、関係企業、関係市町等に企業局の経営の現状や課題、展望を分かりやすく情報提供し理解を深めることも大切である。

その上で、積み残された課題や企業局の今日的ニーズ、将来的役割を十分に踏まえた、経営の基本方針や事業展開、収支見込みを明らかにした計画となるよう、外部の意見等を取り入れながら策定作業を進めていく必要がある。